

## 安全運転管理者事業所の交通事故発生状況

宮城県安全運転管理者事業主連合会・(一社)安全運転管理者協会

## ～5月末までの状況～

## 1 特徴

- 事故発生件数(-14.7%)、傷者数(-16.1%)ともに減少。
- 死者数は3名、対前年比-2名なるも、重傷事故が30名と高水準。
- 事故類型では、421件中、追突事故が213件(50.6%)を占め、前月より1.2%の増加となった。2番目に多いのが出会い頭事故の77件(18.3%)
- 違反別では安全不確認が132件(31.4)%と最多。
- **飲酒事故**は通勤中に**1件**と業務外に**1件**(軽傷者2名)発生した。

## 2 前年との比較

安管事業所の全事故	区分	発生件数	死亡事故		負傷者		
			件数	死者	重傷	軽傷	計
	本年	421	3	3	30	489	519
前年	490	5	5	33	583	616	
増減数	-69	-2	-2	-3	-94	-97	
増減率	-14.1	-40.0	-40.0	-9.1	-16.1	-15.7	

区分		発生件数	死亡事故		負傷者		
			件数	死者	重傷	軽傷	計
業務中の事故	本年	99	1	1	6	116	122
	前年	110	2	2	5	144	149
	増減	-11	-1	-1	1	-28	-27
通勤中の事故	本年	167	2	2	13	185	198
	前年	188	1	1	12	210	222
	増減	-21	1	1	1	-25	-24
業務外の事故	本年	155	0	0	11	188	199
	前年	192	2	2	16	229	245
	増減	-37	-2	-2	-5	-41	-46

- **全事故に占める追突事故の割合は43.9%に対し、業務中の追突事故55.6%、通勤中の事故追突事故は59.3%。車間距離を保持して、ながら運転禁止!**
- 通勤中の事故が依然として多発しており、全体の件数を押し上げている。
- 違反別では、421件中、376件(89.3%)が安全運転義務違反、多い順に安全不確認(132件)、前方不注意(116件)、動静不注視(88件)となっている。
- 年齢別では、30歳から59歳までが、421件中、236件(56.0%)を占める。

各地区会ごとの交通事故発生状況(単月)

【5月単月】

単位:人

ブロック	地区会	業務中の事故			通勤中の事故			業務外の事故			合計					
		死者	重傷	軽傷	死者	重傷	軽傷	死者	重傷	軽傷	死者	重傷	軽傷			
中央	仙台中央			3			3			5			11			
	仙台南		1	2		1			1	2		3	4			
	仙台北			1			1			2			4			
	仙台東		1	6			5			7		1	18			
	泉						4			4			8			
	塩釜			3			2			4			9			
	岩沼		1				6			1		1	7			
	黒川			2			1						3			
沿岸	石巻			2			4			2			8			
	気仙沼						1						1			
	佐沼															
	登米															
	河北															
	南三陸															
	計			3			1			30			1	37		5

※ 5月は、重傷事故が5件発生しました。危険の芽を摘み重大な事故を防止しましょう。

各地区会ごとの交通事故発生状況(累月)

【1月~5月】

単位:人

ブロック	地区会	業務中の事故			通勤中の事故			業務外の事故			合計						
		死者	重傷	軽傷	死者	重傷	軽傷	死者	重傷	軽傷	死者	重傷	軽傷				
中央	仙台中央			19			14		1	26		1	59				
	仙台南		1	7		2	17		1	9		4	33				
	仙台北		1	8			16			10		1	34				
	仙台東		2	33	1	3	24		1	19	1	6	76				
	泉			3			17			22			42				
	塩釜			7			12		2	9		2	28				
	岩沼		2	11	1	1	18		1	8	1	4	37				
	黒川			2		1	10		1	17		2	29				
沿岸	石巻			10		1	11		3	7		4	28				
	気仙沼			1			3			1			5				
	佐沼			3		1	3			2		1	8				
	登米																
	河北								1	2		1	2				
	南三陸			1			5						6				
	計			1		6	116		2	13	185		11	188		3	30

## 【交通事故防止対策推進の基本的配慮事項】

### ① 事故実態を可能な範囲で把握する

交通事故の増減実態、傾向、原因等について、正・副安全運転管理者と事業主が可能な限り把握し、事故防止に生かす。**(企業が主体性を持つ)**

### ② 事故実態に基づいた具体的な指示を出してあげる

朝礼やKYT活動（危険予知訓練）の機会を捉え、事故実態に即した具体的な注意点を指示するなど、企業として安全運転のための実践目標を示す。**(社員任せにしない)**

### ③ 事故が発生したらその原因を把握し再発防止措置を講じる

ハインリッヒの法則が示すように、小さな事故も大きな事故につながる前に、危険の芽を摘む作業を怠らない。**(企業努力による再発防止)**



成績が優秀な事業所には、警察本部長と安管協会長の連名表彰があります。

### 「地区安全運転管理者会事故防止コンクール」に参加してみませんか？

安全運転管理者選任事業所における交通事故がなぜ減少しないのか、ドライバーさんの問題だけでしょうか。会社や事業所の交通事故防止に対する意識や取り組み姿勢によって、相当数減らせると言われています。「でも、どのような取り組みをしたいのかわからない。」と思われている事業主の方や管理者の方が多いと思われまます。

「地区安全運転管理者会交通事故防止コンクール」は、そのヒントになるはずですから是非参加してみたいでしょうか。6月1日から8月31日までの間、開催されていますので、詳しくは各地区安全運転管理者会にご相談ください。また、当協会の公式ホームページにも掲載してありますので、ご活用ください。<http://www.kenankan.or.jp>

